平成２３年（フ）第６０号
茨城県神栖市知手3428番地125
債務者　菅野アンヘル
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第５６号
長野県上田市長瀬1490番地　県住47―37号
債務者　作道　宏子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第４４号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富1060番地３
南湯舟県住57号
債務者　宮澤　道子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１２７号
大津市追分町12番16号　第２白樺荘101号、前住所大津市稲津１丁目６番４号
債務者　竹内　　学
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３０号
滋賀県甲賀市甲賀町神2732番地
債務者　廣岡いずみ
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４３号
大津市千町１丁目18番２号　ファミール赤川１、前住所大津市稲津１丁目６番４号
債務者　竹内　巨子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５９号
兵庫県川西市小戸３丁目19番52号
債務者　小林クリーニングこと　新田　　浩
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１６０号
兵庫県川西市小戸３丁目19番52号
債務者　新田　義二
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１３７号
広島県福山市水呑町3698番地７　サンハイツあおばＡ202、旧住所広島県福山市新涯町５丁目２番16号
債務者　古川　英弥
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１４１号
広島県福山市神辺町大字川北186番地８　加藤アパート、旧住所広島県福山市駅家町大字上山守466番地６　コーポセブン205
債務者　玉森　康正
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１５５号
徳島県板野郡上板町七條字粟飯久保61番地８
債務者　橋本美津子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６５号
徳島県徳島市末広３丁目３番36―302号、住民票上の住所徳島県徳島市新浜本町３丁目１番９号
債務者　澤口　公子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０号
高知県幡多郡三原村大字下切584番地３、前住所岡山県倉敷市中島1836番地56
債務者　西田　妙子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第４２号
高知県四万十市右山元町３丁目１番14―８号
債務者　山崎　洋二
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第４３号
高知県四万十市右山元町３丁目１番14―８号
債務者　山崎　好子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第４６号
高知県土佐清水市布2825番地４、旧住所愛知県東海市加木屋町与平山18番地の１
債務者　菅野　勇人
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第４９号
高知県宿毛市西町１丁目10番６号、前住所高知県宿毛市高砂29番44号　クレストハウスミュール302号
債務者　橋本　千景
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
高知地方裁判所中村支部